

埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ実施要綱

1 目的

埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ（以下、「相互乗り入れ」という。）は、住所地（住民登録地）以外の埼玉県内市町村（以下、「住所地外区域」という。）において次の埼玉県内居住者の接種を可能とし、利便性を図ることを目的とする。

- (1) かかりつけ医が住所地外区域にいる者
- (2) 里帰り出産等で一時的に住所地外区域に居所を置いている者
- (3) 重症疾患児、超未熟児や先天性免疫不全等で主治医が住所地外区域にいる者
- (4) その他やむを得ない事情により接種機会を逃した者

2 ワクチンの種類

- (1) 2種混合（D T）

麻しん風しん混合（M R）

麻しん単抗原

風しん単抗原

日本脳炎

B C G

不活化ポリオ単独（I P V）

- 4種混合（D P T – I P V）

ヒブ

小児用肺炎球菌

ヒトパピローマウイルス（H P V）

水痘

高齢者用肺炎球菌

B型肝炎

ロタウイルス

- 5種混合（D P T – I P V – H i b）

帯状疱疹

- (2) 相互乗り入れの際、ワクチンの製造販売業者の特定はしない。

3 契約について

- (1) 相互乗り入れ業務委託契約は、市町村長と相互乗り入れに協力する一般社団法人埼玉県医師会（以下、「埼玉県医師会」という。）の会員が所属する医療機関等（以下、「協力医療機関」という。）の長の委任を受けた一般社団法人埼玉県医師会長（以下、「埼玉県医師会長」という。）との間に締結するものであり、健康被害が生じた場合の協定も含まれる。

- (2) 協力医療機関の長は、埼玉県医師会員とする。

- (3) 協力医療機関の長は、接種するワクチンの種類を選択し、埼玉県医師会長に「委任状」(様式1-1)を提出する。また、委任状の内容に変更があった場合は「委任状変更届」(様式1-2)を、委任状を取り下げする場合は「委任状取り下げ申出書」(様式1-3)を速やかに埼玉県医師会長に提出する。なお、「委任状取り下げ申出書」の提出がない限り、毎年度自動更新されることとする。
- (4) 接種医は、協力医療機関に所属する医師とする。
- (5) 埼玉県医師会は、「協力医療機関名簿」を作成し、接種するワクチンの種類を市町村及び県民が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。

4 委託料について

- (1) 協力医療機関は被接種者の住所地(住民登録地)の委託料にて接種を行う。
- (2) 委託料は、ワクチン代を含めた額とし、別紙「埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ料金表(以下、「料金表」という。)」のとおりとする。
- (3) 市町村は、毎年度及び隨時、料金表を作成し、契約書に添えて埼玉県医師会長に提出する。

5 委託料の請求方法

- (1) 協力医療機関は、予防接種を実施した月ごとに取りまとめ、実施月の翌月の15日(年度末にあっては特に厳守のこと)までに、様式2等による「住所地外定期予防接種委託料請求書(以下、「請求書」という。)」を毎月各市町村に提出する。
- (2) 協力医療機関は本契約に同意した市町村の委託料を、料金表及び埼玉県医師会ホームページ上にて確認し、請求書を作成し、予診票を添えて被接種者の住所地(住民登録地)市町村長に提出する。

6 実施方法

- (1) 予診票は、被接種者の住民登録地のものを使用する。
- (2) 協力医療機関及び接種医は、接種の際、必ずマイナ保険証、資格確認書又は有効期限が切れていない健康保険証と母子健康手帳等で被接種者の住所地(住民登録地)等所要事項の確認を行う。
- (3) 予防接種済の証明は、協力医療機関において母子健康手帳に記載又は予防接種済証(様式3)を被接種者に交付するものとする。

7 事務処理

事務は、埼玉県医師会事務局が行う。

8 その他

市町村はこの契約の円滑な実施のため、予防接種健康被害調査委員会を設置す

る。

附則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。ただし、2(1)の4種混合(DPT-IPV)に係る規定については、当該ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種の対象として導入される日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、2(1)のロタウイルスに係る規定については、当該ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種の対象として導入される日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。